

B-1ビザの面接のポイント（通常の商用）

1. B-1ビザとは

- B-1ビザは商用のためのビザです。商用として認められるアメリカでの活動には、商取引、契約交渉、仕事上の関係者との協議、科学的・教育・専門またはビジネスのコンベンションやセミナー、会議等への参加、訴訟、自主的な調査・研究などがあります。
- 日本国籍などビザ免除プログラム（Visa Waiver Program）が適用される場合、商用での90日以下の滞在にビザは必要ありません。
 - ESTAの認証を受けていることが条件となります。
 - ビザ免除プログラムの対象国など、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- ビザ免除プログラムが適用されない場合、1日の滞在でもビザが必要となります。ビザの申請拒否を受けたことがあるなどESTAの認証が受けられない場合、その理由も審査に含まれます。
- 一般的に商用での滞在は3か月あれば十分とみなされます。そのため滞在期間が90日を超えたとして商用ビザを申請する場合は、なぜそれだけの滞在が必要なのかの説明が求められます。
- B-1ビザで入国した場合、移民局で就労などの他の滞在ステータスに変更することができます。そのため滞在期間が長ければ長いほど、就労や移民を疑われる可能性が高くなります。
- 移民の意図を疑われないためには、日本との強い結びつきを説明しなければなりません。雇用主との雇用関係や会社での立場、経済的な状況、家族の絆、または社会的・文化的なつながりなど、日本に戻る意志があることを求められます。
- 商用のステータスでアメリカに滞在中は、アメリカを源泉とする給与（アメリカ企業からの給与など）を受けることはできません。ただしアメリカでの活動に対し雇用主である会社に支払われる対価は該当しません。
- 特別な条件を満たすとB-1ビザでも就労が認められるものもあります。
 - 短期実習や米国のクライアントに販売した設備・機器のクライアント先での据付・訓練/教育・保全も、設備・機器の売買契約書及び契約書に技術者を販売元が負担して派遣するという条項の明示があることを前提に産業従事者 ([industrial worker](#)) として認められる場合があります。
 - H-1Bビザに認められる”specialty occupation”の業務内容の場合、H-1Bの個人の申請資格を満たし、かつB-1ビザと同様の期間や給与の支給を受けない等の条件を満たす場合、[B-1 in lieu of H-1B](#)として就労ができるB-1ビザが発給される場合があります。
- プロのアスリート（プロゴルファー、競馬のジョッキー等）がアメリカで賞金のかかった競技に参加する場合、そのチームメンバーも含めてB-1ビザを申請することができます。
- ビザの有効期間は国籍によって異なります。日本人場合は通常10年ですが、就労が認められる場合は半年に制限されることもあります。
 - 国籍によるビザの有効期限については[こちら](#)をご覧ください。
- 就労が認められる特殊なB-1ビザの場合、半年など、有効期間が限定される場合もあります。

2. B-1ビザの審査のポイント

- 領事の質問に回答する際は以下の点をおさえてください。
 - 渡米の目的が商用で認められている活動の範囲に合致しているか。就労の要素が含まれていないか。

- 渡米の目的を遂行する適切なポジションか、十分な経験を有るか。
- 渡米の目的がB-1ビザで認められる滞在期間でカバーできるか。（通常6か月、長くても12か月）
- 移民の意図はないか。

3. B-1ビザの面接でよくある質問

- 一般的な質問は必ず回答を準備して面接に臨んでください。
 - 渡米の目的はなんですか？
 - サポートレターと整合性がとれるように、また商用の範囲であることがわかるようにお答え下さい。またwork（就労）という単語は使わないようにしてください。
 - アメリカに滞在する予定はどれぐらいですか？
 - 申請書類に記載した期間をお答え下さい。
 - アメリカでは具体的にどのようなことをするのですか？
 - どのような活動をするのか、ただし就労を疑われないように注意してご説明ください。
 - なぜ日本から派遣されなければならないのですか？
 - 電話やWebミーティングではできないこと、またアメリカにいる誰かに変わってもらえる業務内容ではないことをご説明ください。
 - 給与は誰が払いますか？
 - アメリカの会社から給与の支給を受けることはできません。また宿泊費などの必要経費は給与に含まれません。
 - あなたは今の会社で何年勤めていますか？どのような仕事をしていますか？
 - アメリカでの活動と整合性が取れるように、実態に合わせて、また簡潔にご説明ください。
 - あなたの日本との結び付きの深さを説明して下さい。（特に外国籍の場合）
 - 日本の会社で働いていること、家族がいること、日本の滞在期間が長いことなど、生活の基盤が日本にあること、今後も日本に住むことが伝わるようにご説明ください。
- 領事はネガティブな質問で、請者がきちんと申請内容を理解しているかを試すことがあります。慌てずにご回答ください。
 - この目的と内容であれば3か月もかからないのではありませんか？
 - 主要都市を10か所以上回らなければなりません。移動時間もかかり、3か月では足りません。
 - 20社近くの顧客にヒアリングを行うマーケティングリサーチです。アポが取れるタイミングや移動時間を考えると3か月では足りません。
 - 90日を超えた滞在しないのであれば、ビザなしで渡米すればいいのではないですか？
 - ESTAの認証が通らない、入国のトラブルを避けるためなど、サポートレターに記載されている申請理由をご説明ください。
 - 在籍期間が1年に満たないのにこの目的を果たせるのですか？
 - 実態に合わせ、派遣者として選ばれた理由をご説明ください。
 - アメリカでの活動内容は就労ではありませんか？
 - 就労と商用については[こちら](#)をご覧ください。
 - 英語が苦手なようですが、どのようにその目的を遂行するのですか？
 - 今は面接で緊張していますが、これまでも1人でアメリカ出張をしてきましたが、業務上支障はありませんでした。

- 技術的な内容なので、専門用語が分かれば比較的容易にコミュニケーションができます。
- 通訳がつかず。

4. 一般的な注意事項

- フレーズは短く、簡潔にお答えください。
- 英語が苦手の方も初めは英語でお答えください。ただし英語での回答が難しいと感じた場合は、誤解の無いよう正確の伝えたい、として日本人スタッフの通訳をご依頼ください。留学などのビザと異なり、高い英語力が求められる業務ばかりではありませんので、通常就労ビザで英語力が理由でビザの申請が拒否されることはありません。英語での面接は慣れていないが、実務を行う上では問題ないをご説明ください。ただしポジションによってはこの英語力ではそのポジションの業務は遂行できず、必要とされる能力に欠けると判断される可能性もあります。
- 面接の際メモなどを見ながら回答をすることはお避けください。回答をそのまま読み上げているとみなされ、指摘を受けたことがあります。必要に応じて確認する程度にとどめてください。
- これまでの経験、保有する知識と実績に自信を持ち、堂々と胸を張って面接にお臨みください。